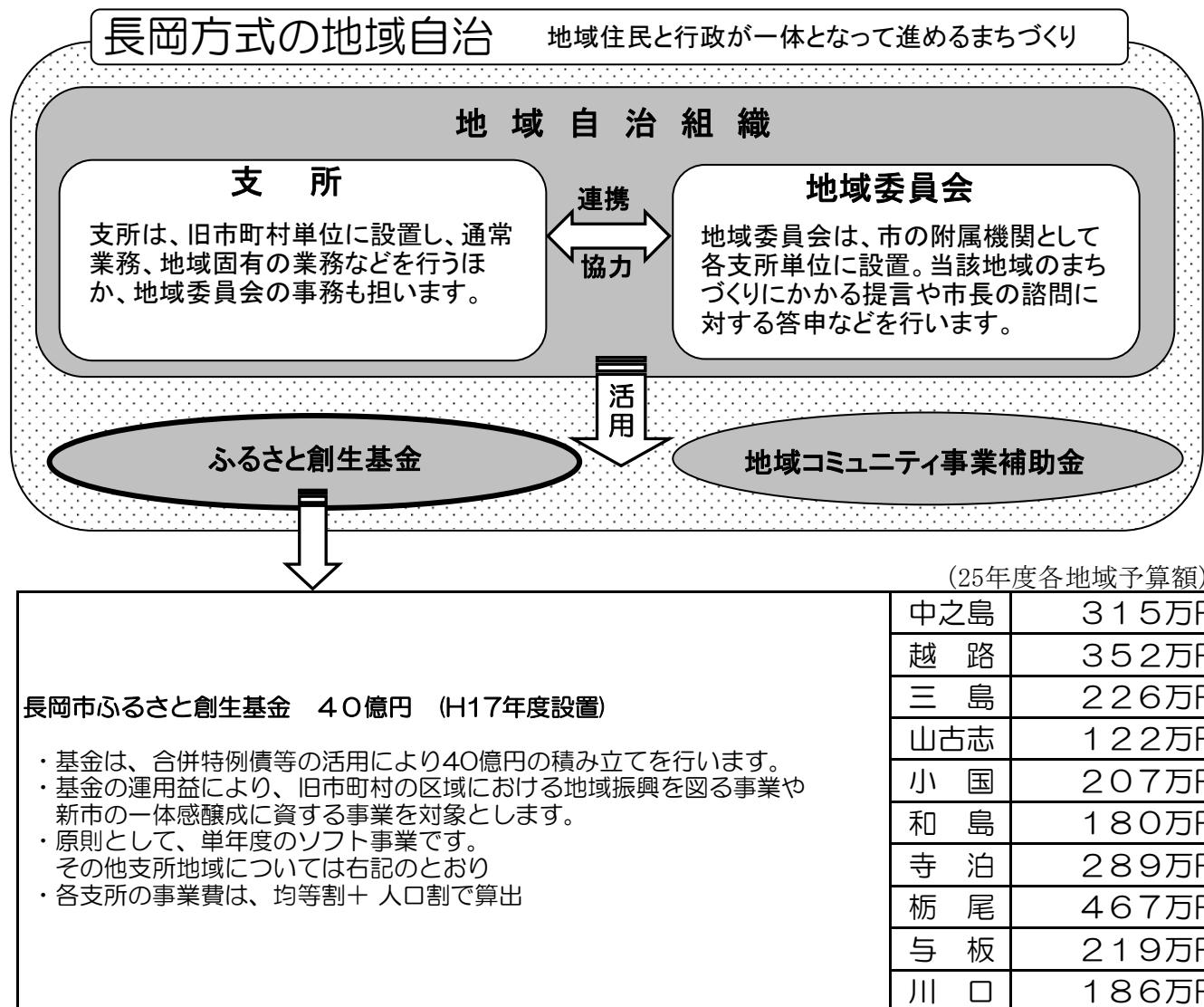
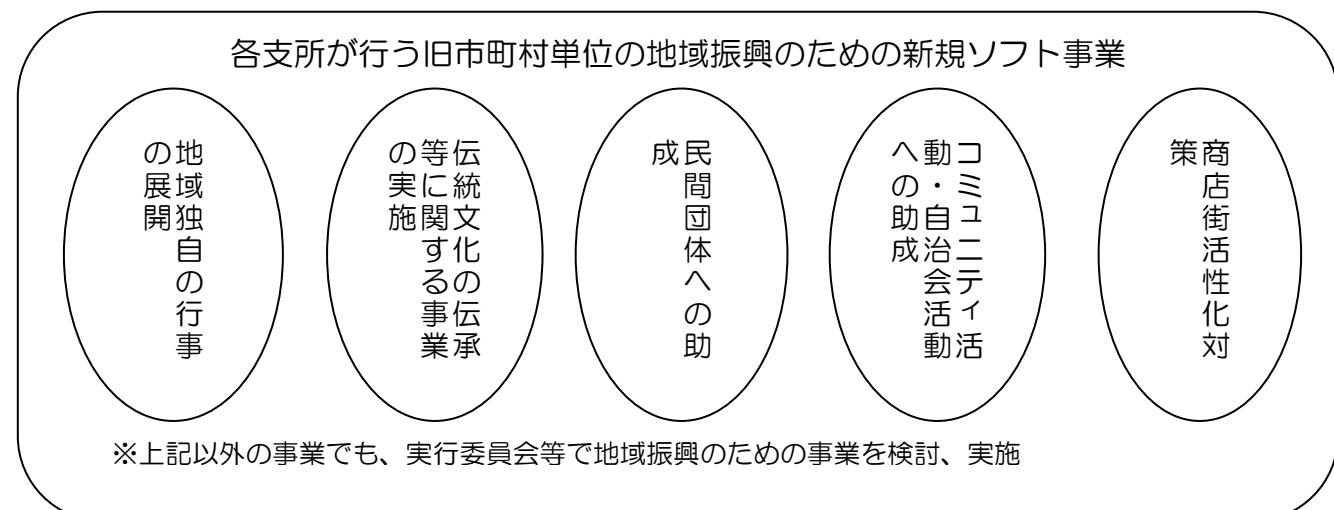


長岡市ふるさと創生基金事業について



◎運用益を充当できる事業（例）



◎事業の検討方法

- 例1
- ①支所ごとに、ふるさと創生基金事業実行委員会を設置する。
(組織体制は、支所が中心となり、地域の実情に応じて各種団体や住民の参画を得ながら設置する。)
 - ②実行委員会は、各地域の地域振興に資するソフト事業を検討し、事業の立案を行う。
 - ③立案された事業を、地域委員会に諮り決定する。

- 例2
- ①地域委員会で、各地域の地域振興に資する事業等について提案してもらう。
 - ②地域委員会の意見を参考に、実行委員会で事業の計画・立案を行う。
 - ③実行委員会で計画・立案された事業を、最終的に地域委員会に諮り決定する。

※事業の検討方法は、各支所で地域の独自性を生かして検討してください。

◎対象とならない事業費

- ①報酬（給料など）
- ②食糧費（飲食・慰労会など）
- ③個人や団体に帰属する備品
- ④地域コミュニティ事業補助金など、他の補助事業などで取り組む事業

※事業にかかる収入・支出の管理は、原則として支所が行う。

◎山古志地域における事業決定までの流れ

